

積立定期預金

平成 26 年 3 月 3 日現在

商品名 (愛称名)	財形年金預金
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主に雇用されている 55 才未満の勤労者 ・お一人 1 契約で、1 金融機関に限ります
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者財産形成促進法に基づく貯蓄で、勤労者と事業主との天引契約に基づき、事業主が勤労者に支払う賃金から積立金を控除したうえ、事業主が勤労者に代わって当金庫に払込みを行う預金です
預 入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主が勤労者に支払う賃金から積立金を控除したうえ、事業主が勤労者に代わって当金庫に払込みます(勤労者が直接預入することは認められません) ・5 年以上の期間にわたって年 1 回以上定期的に預入が必要です ・1,000 円以上です ・1 円単位です
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・年金の支払いは、支払開始日から 3 カ月ごと(年 4 回)に指定された口座に振込みされます ・支払回数は 21 回以上 80 回以内です ・支払開始日は最終預入日の 6 カ月後の応当日から 5 年後の応当日の間で、預金者が 60 才に達した日以後の、1 日から 28 日までの間です ・「本人死亡」「重度障害」等による解約は要件外支払とはなりません ・上記以外の支払を行った場合には要件外支払として、支払利息および過去 5 年間に非課税で支払われた利息に課税されます
利 息 ①適用金利 ②元加方法 ③利払方法 ④計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利です ・預入日での預入期間に対応した店頭表示金利を適用します ・年金元金計算日(年金支払開始日の 3 カ月前応答日)を基準に、預入期間および据置期間では毎年応答日を特定日と定め、その日時時点で預入日または継続日から 2 年超 3 年以下の明細について、その明細の預入期間に応じた利率により計算した利息を元金に組入れ元利継続します。同一日に元利継続となった複数の明細は 1 明細に集約します ・年金元金計算日には、元利継続済明細を除く全明細を元利継続して、年金支払用 12 明細と次回継続用 1 明細に分割します ・年金支払期間中は、年金元金計算日から 3 年毎に前回の継続時に作成した次回継続用明細の元利継続を行い、年金支払用明細と次回継続用明細の分割を行います。ただし、最終支払日直前の継続時には、年金支払用明細の作成のみとなります ・元金支払時に生じた利息を元金とともに支払います ・非課税扱いの口座で最終預入期限日から支払開始日までの特定日と年金元金計算日の元利継続の際、元利金合計がマル財限度額を超過する場合は、元金のみを継続し利息は指定口座に振込みとなります ・付利単位を 1 円とし 1 年を 365 日とする日割計算で行います。なお、預入期間が 1 年超の場合は 1 年複利計算で行います
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・財産形成住宅預金との合算で 550 万円を限度として非課税とすることができます ・上記非課税限度額を超える場合は、元本全額の利子について 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります

(1/2)

積立定期預金

平成 26 年 3 月 3 日現在

商品名 (愛称名)	財形年金預金
付加できる特約事項	・支払開始日以後は預金者が事業主に雇用されている勤労者および公務員でなくなってもマル財の適用が受けられます
中途解約時の取扱	・預入期間が 1 年未満の明細で満期日を迎えていない明細や預入期間が 1 年以上で預入日または継続日から 1 年未満の明細を解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日または継続日から解約日前日までの日数により計算した期限前解約利息と元金をお支払いします
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9 時～17 時、電話:0120-812-504)にお申し出ください 【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出下さい なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です
その他参考となる事項	・預入期間が 1 年未満の明細で満期日以降の利息および預入期間が 1 年以上の明細で最長預入期限または指定満期日以降の利息は、支払日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です ・預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)

(2/2)